

くらし応援 コジマ

第58期 定時株主総会 招集ご通知

開 催 時 2020年11月18日（水曜日）
日 時 午前10時

開 催 所 栃木県宇都宮市駒生一丁目
1番6号
コンセーレ（栃木県青年会館）
1階 「大ホール」

議 案
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員で
ある取締役を除く。）
5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締
役1名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員であ
る取締役1名選任の件

<株主様へのおお願い>

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本年は健康状態にかかわらず、会場へのご出席を控えていただき、インターネット又は書面（郵送）により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 会場は、座席の間隔を例年より広げることから、ご用意できる座席数が20席程度となります。株主総会当日の状況により、やむを得ずご入場いただけない場合がございます。
- ・ おみやげ（クーポン券、カレンダー、飲料等を含む）の配布は一切ございません。

株主の皆様へ	1頁
招集ご通知	3頁
（添付書類）	
目 次	
事業報告	8頁
計算書類	21頁
監査報告書	23頁
株主総会参考書類	27頁

招 集 通 知 閱 覧 も 議 決 権 行 使 も ス マ ホ で 簡 単

スマート招集



議決権行使書用紙をご用意ください

「スマート行使」で簡単議決権行使
議決権行使書用紙に記載されたQRコードを
スマートフォンで読み取ることで、
議決権行使コード等を入力する
ことなく専用サイトにログインし、
議決権を行使することができます。



議決権行使書用紙を
をご用意ください

株式会社 コジマ

証券コード 7513

株主の皆様へ

「お客様のくらしを
『より快適に』
『より便利に』
『より楽しく』 します。

くらし応援コジマ」

を企業理念とし、地域の皆様から最も身近で愛され、
必要とされるコジマを目指して参ります。

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申しあげます。

この度、9月1日付で社長執行役員に就任致しました中澤裕二です。

新型コロナウイルス感染症の流行によって、私達の生活環境は大きく変化しております。

このような環境の中、当社は、「お客様のくらしを『より快適に』『より便利に』『より楽しく』 します。くらし応援コジマ」の企業理念のもと、社会インフラとしての責任を果たすため、コロナ禍での新常态で必要とされるパソコンやテレビ、冷蔵庫、洗濯機、調理家電などの商品やサービスの提供を継続しております。

店舗においては、お客様と全従業員の安全と健康を最優先に考えながら、お客様に体験価値や満足感を得ていただける展示・接客の拡充に努めております。

また、高齢化が進む中で、社員が直接お客様宅を訪問しお困りごとを解決する「くらし応援」のエリア拡大・サービスメニュー拡充や、デジタル商品を中心に買取・購入後のサポートを充実させた「サービスサポートカウンター」の設置店舗拡大、また、栃木県、静岡市との包括連携協定をはじめとする各自自治体との連携や、地元企業様とのコラボなど、地域密着型のサービスをより一層強化していくことで、引き続き地域の皆様から最も身近で愛され、必要とされるコジマを目指して参ります。

小売業は変化対応業、変化適応業とも言われているように、お客様ニーズ、価値観の変化にいち早く気づき、素早く適応することが重要です。

世の中の変化で変わるお客様ニーズに、私たちが適応し続けることで、このことをチャンスと捉え、企業価値の更なる向上を目指し進化し続けて参ります。

引き続き、株主の皆様の一層のご支援ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

社長執行役員
中澤 裕二

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するご案内

当社は、来る11月18日（水曜日）に第58期定時株主総会の開催を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、**本年は健康状態にかかわらず、会場へのご出席を控えていただき、インターネット又は書面（郵送）により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

なお、同様の趣旨にて、本年の株主総会は、例年より規模を縮小し、下記の通り対応させていただきますこと、ご案内申し上げます。

株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

●株主の皆様へのお願い

- ・ 会場は、接触感染リスク低減及び株主様の安全を確保するため、座席の間隔を例年より広げることから、ご用意できる座席数が20席程度と大幅に減少いたします。そのため、株主総会当日の状況により、やむを得ずご入場いただけない場合がありますので、予めご了承ください。
- ・ 上記のとおり、座席数には限りがございますので、議決権の行使は当日のご来場ではなく、インターネット又は書面（郵送）による方法をご利用いただくことを強く推奨申し上げます。
- ・ 会場では、検温等を実施させていただきます。発熱、咳の症状等体調不良と見受けられる方は、ご入場をお断りさせていただきます。
※感染による影響が大きいとされるご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方、体調のすぐれない方、2週間以内に海外へ渡航された方はとくにご来場をお控えください。
- ・ 当日ご来場される際には、マスクのご持参・着用をお願いいたします。マスクを着用しない株主様はご入場をお断りいたします。また、会場入口等にはアルコール消毒液を設置いたしますので、手指の消毒にご協力をお願いいたします。その他、ご自身及び周囲への感染予防の配慮をお願いいたします。
- ・ 感染の予防措置として、役員及び会場スタッフはマスク等を着用させていただきますので、ご理解ください。
- ・ 本年の株主総会は、ご出席の株主様の安全・安心を優先し、出来るだけ時間を短縮して議事を行います。また、質疑応答の際の人数及びご質問数を制限させていただきます場合があります。
- ・ 株主様へのおみやげ（クーポン券、カレンダー、飲料等を含む）の配布は一切ございません。

今後の感染状況等により万が一、株主総会会場が利用出来なくなった場合は、T K P 宇都宮カンファレンスセンター（栃木県宇都宮市駅前通り一丁目3番1号K D X 宇都宮ビル）にて午前11時より株主総会を開催させていただく予定です。会場・開始時刻の変更を含め、株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.kojima.net/corporation/>）でお知らせいたしますので、事前に必ずご確認ください。

株 主 各 位

栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

株式会社 コジマ

代表取締役専務 荒川 忠士

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本年は健康状態にかかわらず、会場へのご出席を控えていただき、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、インターネット又は書面（郵送）により2020年11月17日（火曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年11月18日（水曜日）午前10時
2. 場 所 栃木県宇都宮市駒生一丁目1番6号
コンセーレ（栃木県青年会館） 1階 「大ホール」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
(報告事項) 第58期（自2019年9月1日 至2020年8月31日）事業報告及び計算書類の内容報告の件
(決議事項)
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4. 議決権行使についてのご案内
5～7頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「主要な営業所」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.kojima.net/corporation/>) に掲載しておりますので、添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

以 上

- ~~~~~
- ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kojima.net/corporation/>) に掲載させていただきます。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎今後の感染状況等により万が一、株主総会会場が利用出来なくなった場合は、TKP宇都宮カンファレンスセンター（栃木県宇都宮市駅前通り一丁目3番1号KDX宇都宮ビル）にて午前11時より株主総会を開催させていただく予定です。会場・開始時刻の変更を含め、株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.kojima.net/corporation/>) でお知らせいたしますので、事前に必ずご確認ください。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネットで議決権を行使される場合



6～7頁の案内に従ってスマートフォン又はパソコンから議決権行使ウェブサイトにログインしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2020年11月17日（火曜日）

午後6時00分入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2020年11月17日（火曜日）

午後6時00分到着分まで

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2020年11月18日（水曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）

※ インターネット及び書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。



インターネットで議決権を行使される場合

行使
期限

2020年11月17日（火曜日）
午後6時00分入力完了分まで

「スマート行使」 ログインQRコードを読み取る方法

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



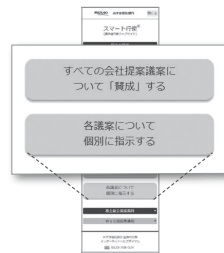
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。
※議決権行使書用紙はイメージです。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

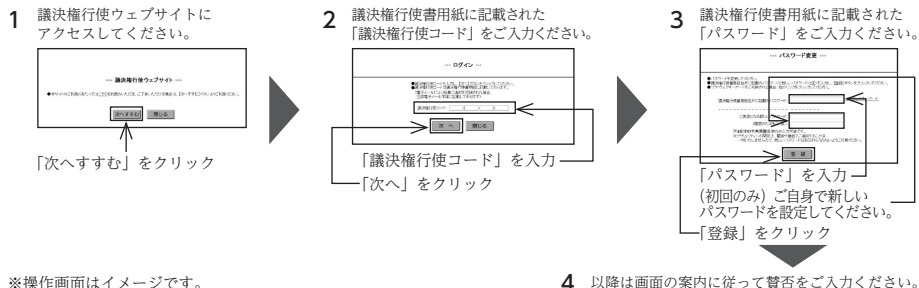
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



※操作画面はイメージです。

(ご注意)
 ・パスワード(株主様が変更されたものを含みます。)は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
 ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
 ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続ください。
 ・インターネット接続に係る費用は株皆様のご負担になります。
 ・パソコンやスマートフォン等のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
 ☎ 0120-768-524
 (受付時間 平日9:00~21:00)

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2020年11月17日(火曜日)午後6時00分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股
 ○○○○ 御中
 ××××年 ×月××日
 ○○○○○○

1. _____
 2. _____
 3. _____
 4. _____

印 本票
 印 本票
 印 本票

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

(添付書類)

事業報告

(2019年9月1日から
2020年8月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が一転し、新型コロナウイルス感染症（以下「本感染症」という）の影響により厳しい状況にありますが、このところ持ち直しの動きがみられます。個人消費は持ち直しているものの、本感染症による影響で、企業収益は大幅な減少が続いており、雇用情勢は弱い動きとなっております。

当家電小売業界における売上は、2019年9月に消費増税前の駆け込み需要がありました。その後の反動減が続く中で、2020年2月以降、本感染症による大きな影響が生じております。商品別にはOS(Windows7)のサポート終了に伴う駆け込み、及びテレワークに伴う需要が生じたパソコンやパソコン周辺機器のほかテレビが好調だったことに加え、冷蔵庫や洗濯機等が堅調に推移いたしました。一方、スマートフォンやデジタルカメラ等は低調に推移いたしました。

このような状況の中、当社は、「お客様第一主義を実践し、最高のサービスをお客様に提供することで社会に貢献する」の経営理念のもと、「お客様のくらしを『より快適に』『より便利に』『より楽しく』します。くらし応援コマ」をスローガンに掲げ、ビックカメラとの統合効果を最大限に発揮し、企業価値の向上に取り組んでおります。2020年3月以降、本感染症拡大防止のために、お客様と従業員の安全確保を最優先に考え、マスク着用、丁寧な手洗い・消毒、従業員の出勤時の検温、店内消毒、レジ・カウンター等への飛沫感染防止シート設置、ソーシャルディスタンスの確保などの対策を継続して実施しております。4月から5月の緊急事態宣言下においては、14店舗での休業やほぼ全店舗での営業時間短縮、店頭イベントの中止を実施しております。当社は、お客様の住まいに近く、くらし関連の不可欠なサービスを提供し、地域のお客様の“必要”にお役に立てるよう、店舗運営に取り組んでおります。

ビックカメラグループの幅広い取扱商品を含め、品揃えの拡充や専門性の向上に取り組み、モノからコト軸への提案を進め、更に、お客様に体験価値や満足感を感じていただける展示・接客の充実に努めております。当期におけ

る非家電商品の導入につきましては、2019年10月12日に「コジマ×ビックカメラ 梶ヶ谷店」で腕時計の販売を開始し、2020年7月23日の「コジマ×ビックカメラ 福岡春日店」をはじめ2店舗で酒類の販売を開始、また、8月22日の「コジマ×ビックカメラ 善福寺店」をはじめ3店舗において自転車の販売を開始しております。これらの取り組みにより、店舗の更なる魅力度向上に努めております。

また、デジタル商品の買取・購入後のサポートを充実させた「サービスサポートカウンター」の設置店舗拡大や、社員が直接お客様宅を訪問し困り事を解決する「コジマ暮らし応援便」の対象エリア拡大・サービスメニュー拡充など、コジマ独自の試みにより、地域の皆様からもっとも身近に親しまれ必要とされる店舗づくりに取り組んでおります。2020年3月以降は、外出自粛要請により家の中で過ごす機会が多くなる中、テレワークやオンライン授業、ご家庭での暮らしに役立つ商品・サービスを充実させるなど、お客様が少しでも快適になるためのご提案を進めております。

さらに、2019年10月にヤフー株式会社が新たにオープンしたインターネット通販サイト「PayPay モール」へ出店し、2020年1月からコジマネットにおいて、新たな決済サービス「楽天ペイ」を導入しました。店舗においては、2019年10月に65歳以上のお客様を対象として、新たなポイントカード「アクティブ65倶楽部」を発行し、ポイントアップ特典を付与するなど、サービスを充実したほか、2020年4月には「楽天ポイントカード」の利用をスタートさせるなど、お買物がもっと便利になる仕組みづくりも進めております。

また、地域密着による自治体や地元企業との連携強化に関する取り組みとしましては、2020年6月15日に、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む地域の医療機関や地域医療を支える医療従事者を支援するため、株式会社東邦銀行を通して、銀行保証付私募債「新型コロナ対策 福島応援債」を発行いたしました。8月21日には、地域社会の発展と県民サービスの更なる向上に関する取り組みにおいて、相互協力の下に推進するため、栃木県と「包括連携協定」を締結いたしました。

店舗展開におきましては、2020年6月19日の「コジマ×ビックカメラ イーアス沖縄豊崎店」（沖縄県豊見城市）をはじめ4店舗を開店した一方、「古河店」（茨城県古河市）など3店舗を閉店し、2020年8月末現在の店舗数は143店舗となりました。

また、ご来店いただいたお客様の声を店舗づくりに反映し、更なる進化を目指すとともに、異業種とのコラボ店舗など、新たな店舗モデルの構築や出店形態の多様化に取り組んでおります。

以上の結果、当事業年度の売上高は 2,882億16百万円（前年同期比 7.5%増）、営業利益は 72億21百万円（前年同期比 12.4%増）、経常利益は 73億82百万円（前年同期比 3.0%増）、税引前当期純利益は 68億32百万円（前年同期比 21.2%増）、当期純利益は 60億56百万円（前年同期比 8.3%減）となりました。

品目別売上高、同構成比

品目別	売上高 (百万円)	構成比 (%)	前年同期比 増減率(%)
音響映像商品	48,753	16.9	13.3
家庭電化商品	136,301	47.3	8.5
情報通信機器商品	72,591	25.2	0.9
その他の商品	28,708	10.0	12.3
物品販売事業	286,355	99.4	7.6
その他の事業	1,860	0.6	△8.8
合計	288,216	100.0	7.5

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は 27億62百万円で、主に、新規出店や店舗改装にかかる投資であります。

これらの設備投資につきましては、自己資金及び銀行借入によりまかないました。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第 55 期	第 56 期	第 57 期	第 58 期 (当期)
	2017年 8月期	2018年 8月期	2019年 8月期	2020年 8月期
売 上 高(百万円)	232,700	246,391	268,127	288,216
経 常 利 益(百万円)	3,214	4,475	7,165	7,382
当 期 純 利 益(百万円)	2,363	3,418	6,604	6,056
1株当たり当期純利益 (円)	30円33銭	43円87銭	84円81銭	78円04銭
総 資 産(百万円)	103,298	101,479	109,335	128,190
純 資 産(百万円)	38,901	42,314	48,681	53,999
1株当たり純資産額 (円)	499円30銭	543円10銭	627円24銭	695円58銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(4) 重要な親会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社ビックカメラで同社は当社の普通株式39,000千株を保有し、その議決権比率は50.25%であります。

当社は株式会社ビックカメラとの間で資本業務契約を締結し、商品仕入面での連携、物流・システム面での連携、店舗開発、店舗運営ノウハウ及び店舗マネジメント並びに販売促進の連携、什器・間接資材の共同購入、人材交流の多方面にわたり両社で共同して提携を推進することにより、収益性の改善及び競争力の強化に努めております。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社との間で「商品の発注及び代金の支払業務の委託」等の取引を実施しておりますが、当該取引をするに当たっては、少数株主の保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、独立社外取締役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。

事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、上場企業としてのお互いの立場を尊重しつつ経営の独立性を確保しながら、適切に経営及び事業活動を行っております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社は、「お客様第一主義を実践し、最高のサービスをお客様に提供することで社会に貢献する」というビックカメラグループの経営理念のもと、「お客様のくらしを『より快適に』『より便利に』『より楽しく』します。くらし応援コジマ」をスローガンに掲げ、地域の皆様から最も身近で愛され、必要とされるコジマを目指してまいります。

引き続き当社は、「生産性の向上」と「持続的な成長」を2大戦略に掲げ、企業価値の向上に努めてまいります。

①生産性の向上

株式会社ビックカメラとの統合効果を最大限に発揮し、プライベートブランド商品、新分野の商品、新サービス商材の開拓と販売強化や、ウィズコロナ時代の巣ごもり需要や省エネ、テレワーク・オンライン授業に関連する商品の訴求力向上に努め、更に効率的な経費のコントロールに取り組むことで、営業利益の向上に努めてまいります。

また、株式会社ビックカメラとの人材交流や女性従業員の活躍機会拡大などを通じて組織活性化を図り、更に新しい生活様式に対応した健康経営や多様な働き方の推進、オンラインを活用した研修の拡大に取り組むことで、生産性の向上につなげてまいります。

②持続的な成長

当社では、ビックカメラグループの幅広い専門性を活かした、トイズや自転車、酒類など、生活様式の変化に伴い需要が増加している新たな商品カテゴリの拡充や、立地・商圏の将来性等を見据えた店舗網の構築を進め、年間数店舗の新規出店や店舗改装に取り組んでまいります。

さらに、お客様ニーズの変化に素早く対応し、地域に愛される店舗づくりを進めるとともに、商品の買取・購入後のサポートを充実させた「サービスサポートカウンター」と、社員が直接お客様宅を訪問し困り事を解決する「コジマくらし応援便」の連携を強化し、相乗効果の創出に取り組み、65歳以上のお客様を対象とするポイントカード「アクティブ65倶楽部」の付加価値向上につなげてまいります。

また、各自治体との連携や地元企業とのコラボを推進するなど、地域密着型のサービスをより一層強化してまいります。

インターネット通販事業においては、システムのリニューアルによって店舗との販売施策連動などを予定しており、「コジマネット」(自社サイト)を強化することで更なる売上拡大と収益性向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒倍旧のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) **主要な事業内容 (2020年8月31日現在)**

当社は、家電品販売業として、音響映像商品、家庭電化商品、情報通信機器商品、その他の商品の販売を行っているほか、不動産賃貸業等を展開しております。

(7) **主要な営業所 (2020年8月31日現在)**

「主要な営業所」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.kojima.net/corporation/>) に掲載しております。

(8) **使用人の状況 (2020年8月31日現在)**

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,704名 (2,117名)	134名増 (10名減)	39.7歳	14.7年

- (注) 1. 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であります。
2. () は臨時雇用者数 (アルバイト、派遣社員を含む。) であり、年間の平均人員 (1日1人8時間換算) を外数で記載しております。

(9) **主要な借入先及び借入額 (2020年8月31日現在)**

借入先	借入額 (百万円)
株式会社足利銀行	8,700
株式会社みずほ銀行	4,750
株式会社東邦銀行	2,550
株式会社栃木銀行	1,500
株式会社常陽銀行	1,000

(10) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項 (2020年8月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 97,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 77,912,716株 (自己株式300,919株を含む。)
- (3) 株主数 39,076名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
株 式 会 社 ビ ッ ク カ メ ラ	39,000	50.25
小 島 章 利	2,337	3.01
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	1,975	2.54
小 島 三 子	1,842	2.37
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,773	2.28
有 限 会 社 ケ ー ケ ー ワ イ	1,540	1.98
寺 崎 佳 子	1,463	1.88
佐 藤 由 姫 子	1,177	1.51
小 島 將 人	967	1.24
小 島 久 幸	862	1.11

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式300,919株を控除して計算しております。
 3. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	株式会社コジマ 第1回新株予約権 (2019年11月発行)
発行決議日	2019年10月17日
新株予約権の数	90個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 9,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2019年11月2日～2069年11月1日
保有者数	取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)2名

(注) 新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称	株式会社コジマ 第2回新株予約権 (2019年11月発行)
発行決議日	2019年10月17日
新株予約権の数	839個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 83,900株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2022年11月2日～2024年11月1日
交付者数	執行役員及び従業員(課長職以上)128名

(注) 新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社が所属するグループ会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、執行役員又は従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項（2020年8月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	木村一義	代表執行役員、株式会社ビックカメラ取締役
取締役	塚本智明	副社長執行役員営業本部長、株式会社ビックカメラ執行役員
取締役	荒川忠士	常務執行役員経営企画本部長
取締役	紫藤竜二	執行役員総務人事本部長兼人事部長兼内部統制担当
取締役	宮嶋宏幸	株式会社ビックカメラ代表取締役社長社長執行役員
取締役	安部 徹	株式会社ビックカメラ取締役専務執行役員経営企画本部長兼経営企画部長兼広報・IR部長、株式会社東京計画代表取締役社長、東京カメラ流通協同組合代表理事
取締役（常勤監査等委員）	水沼貞夫	
取締役（監査等委員）	相澤光江	弁護士
取締役（監査等委員）	土井 充	公認会計士・税理士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)の相澤光江氏及び土井充氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役(監査等委員)の相澤光江氏及び土井充氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当事業年度中の取締役の異動はありません。
4. 代表取締役会長兼社長木村一義氏は、大和ハウス工業株式会社の社外取締役及びブスパークス・グループ株式会社の社外取締役(監査等委員)を兼務しております。
5. 取締役(監査等委員)相澤光江氏は、TMI総合法律事務所のパートナー、オカモト株式会社の社外取締役、ELGC株式会社の社外監査役及びブルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社の社外監査役を兼務しております。
6. 取締役(監査等委員)土井充氏は、国際興業ホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しております。
7. 取締役(監査等委員)相澤光江氏及び土井充氏は、以下のとおり、法律又は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・相澤光江氏は、弁護士の資格を有しております。
 - ・土井充氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
8. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。

9. 当事業年度末日以降における取締役の地位及び担当の異動は、次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
木村一義	代表取締役会長兼社長 (代表執行役員)	取締役	2020年8月31日
塚本智明	取締役 (副社長執行役員営業本部長)	取締役	2020年8月31日
荒川忠士	取締役 (常務執行役員経営企画本部長)	代表取締役専務 (専務執行役員経営企画本部長)	2020年9月1日
紫藤竜二	取締役 (執行役員総務人事本部長兼 人事部長兼内部統制担当)	取締役 (常務執行役員総務人事本部長 兼人事部長兼内部統制担当)	2020年9月1日

10. 当社は執行役員制度を導入しております。2020年8月31日現在における執行役員（執行役員を兼務している取締役は除く。）は次の10名であります。

役職名	氏名
常務執行役員営業本部営業企画・管理部長	中澤裕二
常務執行役員営業本部営業部長	中西敏広
執行役員営業本部開発部長兼店舗リノベーション室長	久保田一史
執行役員営業本部営業部副部長兼ブロックマネージャー	岩田友和
執行役員総務人事本部総務部長	成田博芳
執行役員経営企画本部経営企画部長	宮坂貞広
執行役員営業本部営業部法人事業所統括室長	樋口雄一
執行役員営業本部営業部店舗法人統括室長	野澤利幸
執行役員営業本部営業企画・管理部EC事業室長	浅野信行
執行役員営業本部営業部ブロックマネージャー	上西伸一

(2) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との責任限定契約について

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、取締役宮嶋宏幸氏、取締役安部徹氏、取締役水沼貞夫氏、取締役相澤光江氏及び取締役土井充氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額はいずれも法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 取締役の報酬等の総額

区 分	支給員数（名）	報酬等の額（百万円）
取締役（監査等委員を除く。）	4	95
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	23 (10)
合 計	7	118

- (注) 1. 支給員数には、報酬を受け取っていない取締役（監査等委員を除く。）2名は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2015年11月25日開催の第53期定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、2018年11月14日開催の第56期定時株主総会において、上記の報酬等の額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬限度額を年額80百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年11月25日開催の第53期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
・株式報酬型ストック・オプションに係る費用計上額3百万円（（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）2名）

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役（監査等委員）相澤光江氏は、TMI総合法律事務所のパートナー、オカモト株式会社の社外取締役、ELGC株式会社の社外監査役及びプルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社の社外監査役を兼務しております。当社は、TMI総合法律事務所との間で法律業務に関し委任契約を締結しております。また、その他の法人と当社との間に人的関係、資本的關係又は取引関係その他利害関係はありません。

取締役（監査等委員）土井充氏は、国際興業ホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しております。また、国際興業ホールディングス株式会社と当社との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

各社外役員は、定期的に開催される取締役会に出席し、公正な意見の表明を行いました。また、定期的に開催される監査等委員会に出席し、監査の方法その他の監査等委員の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

・取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会（18回開催）		監査等委員会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 相澤光江	17回	94%	12回	92%
取締役 土井充	18回	100%	13回	100%

5. 会計監査人に関する事項

- (1) 名称 有限責任監査法人トーマツ
- (2) 報酬等の額

	支払額（百万円）
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）についての報酬等の額	39
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積り算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である『企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用に関する助言・指導業務』を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.kojima.net/corporation/>) に掲載しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する収益性、会社の今後の収益予想、企業基盤の強化等を十分考慮し、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としております。

当事業年度の配当金につきましては、上記の方針に基づき1株当たり12円の期末配当とさせていただきます。予定であります。

当社は定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けておりますが、当事業年度の期末配当は株主の皆様のご意見を直接伺う機会を確保するため株主総会の決議事項としております。

貸借対照表

(2020年8月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	84,656	流 動 負 債	44,657
現金及び預金	30,144	買掛金	18,860
売掛金	13,721	1年内返済予定の長期借入金	4,441
商品	36,990	1年内償還予定の社債	200
貯蔵品	148	リース債務	151
前渡金	88	未払金	5,390
前払費用	1,185	未払法人税等	1,175
未収入金	2,128	前受金	5,780
預け金	284	預り金	684
その他の	175	賞与引当金	1,115
貸倒引当金	△212	ポイント引当金	2,199
固 定 資 産	43,534	店舗閉鎖損失引当金	278
有 形 固 定 資 産	19,212	資産除去債務	341
建物	9,128	その他の	4,036
構築物	142	固 定 負 債	29,533
機械及び装置	21	社債	800
車両運搬具	0	長期借入金	21,732
工具、器具及び備品	425	リース債務	471
土地	8,605	商品保証引当金	496
リース資産	871	店舗閉鎖損失引当金	467
その他の	16	資産除去債務	4,323
無 形 固 定 資 産	1,096	その他の	1,242
借地権	483	負 債 合 計	74,191
電話加入権	149	(純 資 産 の 部)	
商標権	0	株 主 資 本	53,985
ソフトウェア	463	資本金	25,975
投 資 其 他 の 資 産	23,226	資本剰余金	15,913
前払年金費用	2,292	資本準備金	6,493
長期前払費用	471	その他資本剰余金	9,419
繰延税金資産	8,921	利 益 剰 余 金	12,252
長期差入保証金	11,471	その他利益剰余金	12,252
その他の	122	繰越利益剰余金	12,252
貸倒引当金	△54	自 己 株 式	△155
資 産 合 計	128,190	新株予約権	13
		純 資 産 合 計	53,999
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	128,190

損益計算書

(2019年9月1日から
2020年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	288,216
売上原価	208,975
売上総利益	79,240
販売費及び一般管理費	72,018
営業利益	7,221
営業外収益	
受取利息及び配当金	57
受取手数料	42
受取保険金	149
補助金の収入	70
その他の収入	41
	361
営業外費用	
支払利息	109
社債利息	0
社債発行手数料	8
支払手数料	27
貸貨収入原価	18
契約違約金	30
その他の費用	6
	200
経常利益	7,382
特別利益	
固定資産売却益	0
助成金収入	4
	4
特別損失	
固定資産売却損	0
固定資産除却損	47
投資有価証券売却損	21
減損	374
リース解約損	0
店舗閉鎖損失引当金繰入額	76
臨時休業による損失	34
	554
税引前当期純利益	6,832
法人税、住民税及び事業税	1,014
法人税等調整額	△239
	775
当期純利益	6,056

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年10月16日

株式会社 コ ジ マ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 末 村 あおぎ ㊞
公認会計士 関 信 治 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コジマの2019年9月1日から2020年8月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年9月1日から2020年8月31日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年10月16日

株式会社 コジマ 監査等委員会

常勤監査等委員 水 沼 貞 夫 ㊟

監査等委員 相 澤 光 江 ㊟

監査等委員 土 井 充 ㊟

(注) 監査等委員相澤光江及び土井充は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する収益性、会社の今後の収益予想、企業基盤の強化等を十分考慮し、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としております。

この方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、業績等を勘案し、期初配当予想から2円増配し、当社普通株式1株当たり12円といたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき12円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は931,341,564円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年11月19日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会に占める社外取締役の比率を高めることにより、取締役会の監査体制を充実させることでコーポレート・ガバナンスの強化を図りたく、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を1名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会から意見はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

*印は新任取締役候補者であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	*中澤裕二 (1973年12月28日生)	1995年6月 当社入社 2000年7月 当社NEW青葉台店店長 2010年4月 当社マーケティング企画室マネージャー 2012年2月 当社マーチャンダイジング部マネージャー 2014年9月 当社執行役員営業本部営業部営業企画管理支援室長 2016年9月 当社執行役員営業本部営業企画・管理部長 2018年9月 当社常務執行役員営業本部営業企画・管理部長 2020年9月 当社社長執行役員（現任） 【選任理由】 中澤裕二氏は長年にわたり、商品部門及び営業部門の責任者を務め、本年9月に社長執行役員に就任するなど、当社の中で培った豊富な経験・実績・見識を有しております。その見識等を経営に活かすことを期待し、新任の取締役候補者といたしました。	一株 (907株)

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
2	あら かわ ただ し 荒 川 忠 士 (1969年8月4日生)	1991年10月 当社入社 2009年11月 当社情報システム本部長 2011年10月 当社情報システム本部長兼 経営企画室長 2012年6月 当社執行役員経営企画室長 兼情報システム本部長 2012年11月 当社執行役員経営企画本部長 2013年11月 当社取締役執行役員経営企 画本部長 2018年9月 当社取締役常務執行役員経 営企画本部長 2020年9月 当社代表取締役専務専務執 行役員経営企画本部長（現 任） 【選任理由】 荒川忠士氏は長年にわたり、システム部門 及び経営管理、経営戦略策定の責任者を務 め、2013年11月以降、当社取締役（経営 企画本部長）に就任、当社の中で培った豊 富な経験・実績・見識を有しております。 その見識等を経営に活かすことを期待し、 取締役候補者といたしました。	16,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	<p>紫 藤 竜 二 (1976年9月17日生)</p>	<p>1995年4月 当社入社 2003年11月 当社NEW川越インター店 店長 2005年6月 当社NEW新座店店長 2008年6月 当社NEW柏店店長 2011年10月 当社成城店店長 2012年4月 当社営業本部営業部ブロッ クマネージャー 2013年9月 当社執行役員営業本部営業 部ブロックマネージャー 2018年9月 当社執行役員総務人事本部長 兼人事部長兼内部統制担当 2018年11月 当社取締役執行役員総務人 事本部長兼人事部長兼内部 統制担当 2020年9月 当社取締役常務執行役員総 務人事本部長兼人事部長兼 内部統制担当 (現任)</p> <p>【選任理由】 紫藤竜二氏は営業部門のブロックマネー ジャーを歴任し、当社の中で培った豊富な経 験・実績・見識を有しております。その見 識等を経営に活かすことを期待し、取締役 候補者といたしました。</p>	1,300株
4	<p>*久保田 一 史 (1977年2月18日生)</p>	<p>1997年4月 当社入社 2010年10月 当社NEW井草店店長 2012年4月 当社NEW高井戸東店店長 2013年2月 当社営業本部営業部 2015年9月 当社営業本部営業部新店準 備室長 2016年5月 当社営業本部営業部開発室長 2017年9月 当社営業本部開発部長兼店 舗リノベーション室長 2018年9月 当社執行役員営業本部開発 部長兼店舗リノベーション 室長 2020年9月 当社執行役員営業本部長兼 開発部長 (現任)</p> <p>【選任理由】 久保田一史氏は開発部門の責任者を歴任 し、当社の中で培った豊富な経験・実績・ 見識を有しております。その見識等を経営 に活かすことを期待し、新任の取締役候補 者といたしました。</p>	一株 (368株)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	木村一義 (1943年11月12日生)	<p>1967年4月 日興証券株式会社（現SMBC日興証券株式会社）入社</p> <p>2000年3月 同社取締役副社長</p> <p>2001年6月 日興アセットマネジメント株式会社取締役社長</p> <p>2005年6月 日興コーディアル証券株式会社（現SMBC日興証券株式会社）取締役会長</p> <p>2012年4月 株式会社ビックカメラ顧問</p> <p>2012年6月 大和ハウス工業株式会社社外取締役（現任）</p> <p>2012年6月 スパークス・グループ株式会社社外監査役</p> <p>2012年11月 株式会社ビックカメラ取締役</p> <p>2013年2月 当社代表取締役会長</p> <p>2013年9月 当社代表取締役会長兼社長代表執行役員</p> <p>2020年6月 スパークス・グループ株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2020年8月 当社取締役（現任）</p> <p>2020年9月 株式会社ビックカメラ代表取締役社長社長執行役員（現任）</p> <p>【選任理由】 木村一義氏は大手証券会社の経営者としての豊富な経験と高い見識を有するばかりでなく、当社代表取締役会長兼社長を歴任し、これまでの経営の中で培った豊富な経験・実績を有しております。その経験等を経営に活かすことを期待し、取締役候補者いたしました。</p>	22,400株

- (注) 1. 木村一義氏が代表取締役社長社長執行役員を務める株式会社ビックカメラは、当社の親会社であり、当社は同社との間で商品の発注業務の委託及び代金の支払業務の委託等の取引があるとともに、家電品等販売に関する事業において競業関係にあります。同氏個人と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 木村一義氏は、当社の親会社である株式会社ビックカメラの業務執行者であり、当該会社における地位及び担当は、「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
3. 上記以外の各取締役候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

4. 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との責任限定契約について木村一義氏が選任され就任した場合には、同氏を業務を執行しない取締役とする予定ですので、当社は、会社法第427条第1項及び定款第30条に基づき、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
5. 取締役候補者中澤裕二氏及び久保田一史氏の所有する当社の株式数の()内の株式数は、従業員持株会の本人持分を示しております。なお、両氏が選任され就任した場合には、従業員持株会の規約に基づき、持分引出等退会に際しての処理が行われます。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

取締役会の監査体制を充実させることでコーポレート・ガバナンスの強化を図りたく、監査等委員である取締役1名を増員し、選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

*印は新任取締役候補者であります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<small>たか い あき みつ</small> *高井章光 (1968年6月5日生)	1992年10月 司法試験合格	一 株
	1995年4月 第二東京弁護士会弁護士登録	
	1995年4月 あさひ法律事務所（現あさひ法律事務所、西村あさひ法律事務所）アソシエート弁護士	
	1999年6月 須藤・高井法律事務所開設 共同パートナー	
	2007年11月 第二東京弁護士会仲裁センター仲裁人候補者（現任）	
	2011年9月 文部科学省原子力損害賠償紛争審査会特別委員（現任）	
	2016年6月 高井総合法律事務所開設 代表（現任）	
	2016年6月 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ社外監査役（現任）	
	2017年1月 日本商工会議所経済法規専門委員会委員（現任）	
	2017年6月 株式会社現NEW ART HOLDINGS社外監査役（現任）	
	【社外取締役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由】 高井章光氏は、長年にわたり弁護士として企業法務に深く関わり、また、他の企業の社外監査役を歴任しております。その経験や知見を活かし、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、当社が社会において果たす役割を公正に認識し、当社の監査体制強化に反映していただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。	

- (注) 1. 高井章光氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 高井章光氏は社外取締役候補者であります。

3. 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との責任限定契約について高井章光氏が選任され、社外取締役に就任した場合には、当社は、会社法第427条第1項及び定款第30条に基づき、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
4. 独立役員について高井章光氏が選任され、社外取締役に就任した場合には、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて、山宮慎一郎氏を、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p>やま みや しん いち ろう 山宮 慎一郎 (1970年2月4日生)</p>	<p>1992年10月 司法試験合格 1995年4月 東京弁護士会弁護士登録 新東京総合法律事務所入所 2006年1月 新東京法律事務所パートナー 2006年6月 日本ERI株式会社社外監査役 2007年10月 ビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所 坂井・三村・相澤法律事務所 (外国法共同事業) パートナー</p> <p>2013年12月 ERIホールディングス株式会社社外監査役 2015年4月 TMI総合法律事務所パートナー (現任) 2015年6月 元気寿司株式会社社外監査役 2015年8月 ERIホールディングス株式会社社外取締役 (現任)</p> <p>【補欠の社外取締役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由】 山宮慎一郎氏は、長年にわたり弁護士として企業法務に深く関わり、また他の上場会社の社外取締役・社外監査役を歴任しております。これらの経験や知見を活かし、その職務を適切に遂行いただけるものと判断するためであります。なお、同氏は過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	<p>一株</p>

- (注) 1. 山宮慎一郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山宮慎一郎氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との責任限定契約について山宮慎一郎氏が選任され、社外取締役に就任した場合には、当社は、会社法第427条第1項及び定款第30条に基づき、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：コンセーレ(栃木県青年会館)1階 大ホール
 栃木県宇都宮市駒生一丁目1番6号
 電話 028 (624) 1417



交通アクセス

JRの場合：JR宇都宮駅から約4km 約25分 宇都宮駅(西口) 下車 バスターミナル⑥番⑦番 関東バス「作新学院・駒生」行き	東中丸バス停 (会館前)下車
東武線の場合：東武宇都宮駅から約3km 約20分 東武宇都宮駅 下車 東武駅前バス停 関東バス「作新学院・駒生」行き	東中丸バス停 (会館前)下車

※駐車スペースもございますので、お車でもご来場いただけます。

第58期定時株主総会におきましては、おみやげ(クーポン券、カレンダー、飲料等を含む)の配布は予定しておりません。何卒ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

環境に優しい植物性大豆油インキを使用しております。

